

農地法第 3 条許可申請添付書類

	添 付 書 類	申 請 人			
		市内者	市外者	農地所有 適格法人	一般法人
1	申請農地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る） （仮登記、抵当権等の所有権以外の設定がなされている場合は抹消又は権利者からの承諾書）	○	○	○	○
2	農 地 等 利 用 計 画 書	○	○	○	○
3	申 請 農 地 の 位 置 図	○	○	○	○
4	住 民 票 （守谷市に住民登録をしていない方のみ）		○		
5	代 理 人 申 請 の 場 合 は 委 任 状 ※	○	○	○	○
6	耕 作 証 明 書		○	○ （他市町村で耕作している場合）	○ （他市町村で耕作している場合）
7	申請人が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記全部事項証明書			○	○
8	申請人が農業生産法人の場合は、その組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し			○	
10	賃貸借等の契約書 （原状回復に義務は誰にあるか、費用は誰が負担するか、損害賠償の取り決め、担保措置はあるか、違約金の取り決めがあるか等の記載がされた物）				○
11	そ の 他 必 要 と 認 め ら れ る 書 類				
※ 提出書類は、原本 1 部です。許可申請の締切は、毎月 1 4 日です					

農地法第 3 条の主な許可基準（下記のすべてを満たす必要があります。）

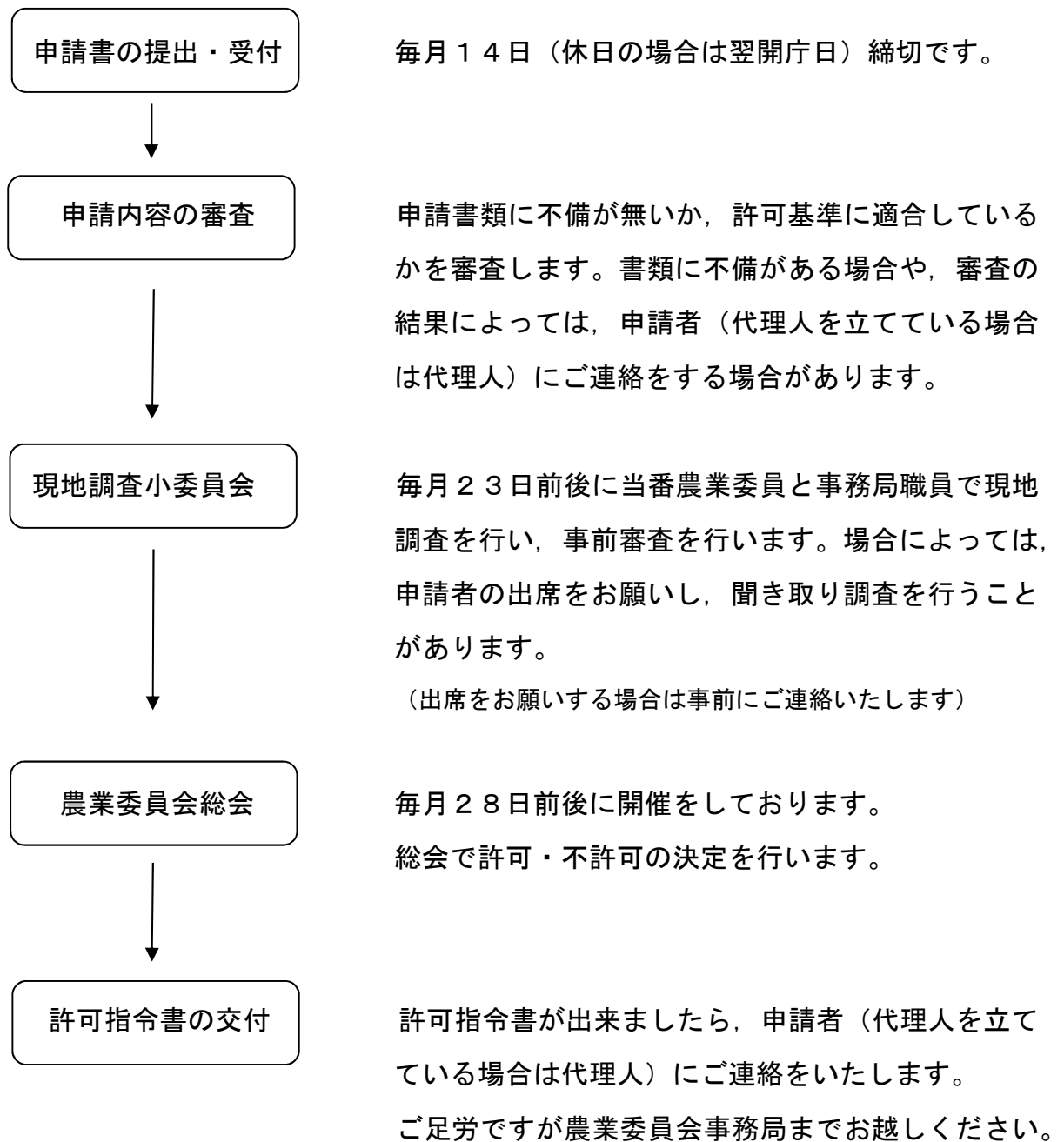
1. 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の申請農地を含めた経営面積（自作地と借入地の合計面積）が下限面積（50アール）以上になること。
2. 今回の申請農地を含め、権利を取得しようとする者及びその世帯員等が、権利を有しているすべての農地について、効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。（所有地等に耕作放棄地がないこと）
3. 権利を取得しようとする者及びその世帯員が、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
4. 申請地が耕作の内容及び位置、規模からみて、周辺地域における農地の効率的、総合的利用に支障を生じないこと。

守谷市農業委員会では、市内の下限面積を『50アール』に定めています。

（設定理由）農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、市内農用地区域内の遊休農地率は4.6%と低い状況であり、また、2015農林業センサスで、50アール未満の農地を耕作している農家が16%と低いため。

※代理人申請の際、譲受人等及び譲渡人等の両者からの委任状が必要です。

・ 農地法第 3 条許可申請の流れ



※ 守谷市農業委員会では，申請書の受付（締切日）から許可指令書の交付までの事務の標準処理期間を 2 8 日（4 週間）としております。